

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 附則（平成29年法律第4号関係） 用語の意義 <u>この附則における用語の意義は、第1編 総則《用語の意義》</u> <u>によるほか、次による。</u> (1) <u>「平成29年改正法」とは、所得税法等の一部を改正する等</u> <u>の法律（平成29年法律第4号）をいう。</u> (2) <u>「新酒税法」とは、平成29年改正法による改正後の酒税法</u> <u>をいう。</u> (3) <u>「旧酒税法」とは、平成29年改正法による改正前の酒税法</u> <u>をいう。</u> (4) <u>「新法ビール」とは、旧酒税法の規定では発泡酒に該当し、</u> <u>かつ、新酒税法ではビールに該当する酒類をいう。</u> 第35条 酒類の製造免許等に関する経過措置 第1項関係 1 <u>ビールの製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は</u> <u>販売場の範囲</u> <u>平成29年改正法附則第35条第1項《酒類の製造免許等に関する経過措置》の規定によりビールの製造免許等を受けたものと</u> <u>みなされる製造場又は販売場は、新法ビールが含まれている旧</u> <u>酒税法上の発泡酒の製造免許等を受けている製造場又は販売</u> <u>場に限る。</u> <u>なお、同項の経過措置は、新法ビールの製造を休止している</u> <u>製造場（製造実績がない場合を含む。）又は販売業を休止して</u> <u>いる販売場であっても適用されるのであるから留意する。第2</u> <u>項関係の1において同じ。</u> (注) <u>例えば、一の製造者が、旧酒税法の規定に基づき発泡</u> <u>酒の製造免許（製造する酒類の範囲又は製造方法につい</u> <u>ての条件が付されていないもの）を受けている製造場と</u> <u>清酒の製造免許を受けている製造場の2つの製造場を有</u> <u>している場合には、前者の製造場に限り新法ビールの</u> <u>製造免許を受けたものとみなされることになる。</u> 2 <u>製造する酒類の範囲の緩和等の取扱い</u> <u>平成29年改正法附則第35条第1項《酒類の製造免許等に関する経過措置》の規定により受けたものとみなされた酒類の製造</u> <u>免許で、製造する酒類の範囲の条件の緩和又は解除（以下「条</u> <u>件緩和等」という。）について申出があった場合には、当該申</u> <u>出者が法第12条第1号から第3号まで及び第5号《酒類の製造</u>	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 (新設)

改正後	改正前						
<u>免許の取消し》のいずれにも該当しない場合で、当該条件緩和等の後の製造見込数量がビールの法定製造数量に達している場合に限り条件緩和等する。</u> 3 酒類の製造免許に係る経過措置の適用を受けた場合の休造等の取扱い <u>平成29年改正法附則第35条第1項《酒類の製造免許等に関する経過措置》の規定によりビールの製造免許を受けたものとみなされた場合における新法ビール及び発泡酒の製造に対する法第12条第3号又は第4号《酒類の製造免許の取消し》の適用については、当分の間、次による。</u> (1) <u>法第12条第3号の適用については、新法ビール（条件緩和等を受けている場合を除く。以下同じ。）と発泡酒のいずれか一方の製造実績がある場合には、同号の「酒類を製造しない場合」に該当しないものとして取り扱う。</u> (2) <u>法第12条第4号の適用については、新法ビールと発泡酒の製造数量の合計が発泡酒の法定製造数量に達している場合には、同号の「酒類の製造数量が第7条第2項に規定する数量に達しない場合」に該当しないものとして取り扱う。</u> 4 蔵置場の設置許可の取扱い <u>第1項関係の1の定めは、蔵置場の設置を許可する場合において準用する。</u> 第2項関係 1 ビール以外の製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場の範囲 <u>平成29年改正法附則第35条第2項《酒類の製造免許等に関する経過措置》の規定により果実酒又はブランデーの製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場は、以下に定める範囲の新酒税法上の果実酒又はブランデーが含まれている旧酒税法上の甘味果実酒又はスピリッツの製造免許等を受けている製造場又は販売場に限る。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>新酒税法の 規定による品目</u></th><th><u>酒類の範囲</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>果実酒</u></td><td><u>新酒税法第3条第13号ホに掲げる酒類</u></td></tr> <tr> <td><u>ブランデー</u></td><td><u>新酒税法第3条第16号に規定するブランデーのうち、旧酒税法第3条第20号に規定するスピリッツに該当する酒類</u></td></tr> </tbody> </table> 2 第1項関係の取扱いの準用 <u>第1項関係の2及び3の定めは、第2項関係の取扱いにおいて準用する。</u> 3 蔵置場の設置許可の取扱い <u>第2項関係の1の定めは、蔵置場の設置を許可する場合にお</u>	<u>新酒税法の 規定による品目</u>	<u>酒類の範囲</u>	<u>果実酒</u>	<u>新酒税法第3条第13号ホに掲げる酒類</u>	<u>ブランデー</u>	<u>新酒税法第3条第16号に規定するブランデーのうち、旧酒税法第3条第20号に規定するスピリッツに該当する酒類</u>	
<u>新酒税法の 規定による品目</u>	<u>酒類の範囲</u>						
<u>果実酒</u>	<u>新酒税法第3条第13号ホに掲げる酒類</u>						
<u>ブランデー</u>	<u>新酒税法第3条第16号に規定するブランデーのうち、旧酒税法第3条第20号に規定するスピリッツに該当する酒類</u>						

改 正 後	改 正 前
<u>いて準用する。</u>	